

令和2年度行政監査の結果（概要）

1 監査のテーマ プロポーザル方式による契約について

2 監査の目的及び着眼点

近年、地方公共団体では、価格競争によらず、複数の事業者から企画又は技術の提案を求め、最も優れたものを相手方とするプロポーザル方式による契約が見られるようになった。当該方式は、随意契約の一手法として行われるものであり例外的なものとして限定されていることから、その実施に当たっては適正な運用が求められる。そのため、各部署でどのように実施がされているかを主眼として、プロポーザル方式による契約について検証を行った。

3 監査の対象 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（令和2年度にあつては、令和2年12月末までの期間に限る。）にプロポーザル方式により受託候補者の選定を進めた45件の事務（応募者なし、辞退等によりプロポーザルが中止となったものも含む。）

4 監査の方法 関係書類の提出による審査及び必要に応じて関係職員から説明を受けた。

5 監査結果及び監査意見

(1) プロポーザル方式の採用決定について

ア プロポーザル方式の採用理由について

着眼点	業務ごとに作成される実施要領（以下「個別実施要領」という。）においてプロポーザル方式を採用する根拠及び詳細な理由の記載があるか。	
監査結果	詳細な理由の記載がある	9件
	苫小牧市業務委託プロポーザル実施要領第4条と同内容	36件
	合計	45件
約8割が第4条各号の規定をそのまま引き写したものとなっていた。		
監査意見	プロポーザル方式採用の理由を具体的にするとともに、市民目線で客観的に適正さが判断できるような分かりやすい情報提供を望む。	

イ 審査会機能の見直しについて

着眼点	プロポーザル方式の実施に際し、あらかじめ個別実施要領を審査会に付してプロポーザル実施の審査を受けているか。
監査結果	多くの場合に書面による持ち回り審査での実施がうかがわれた。
監査意見	決裁過程に財政部契約課の専門的な見地からの確認を組み込むことなどにより、審査会方式によらない決定手続の可能性もある。

(2) 事業者の募集について

着眼点	実施の公表手段、応募事業者数はどのようになっているか。			
監査結果	▽公募型における周知方法(複数あり)		▽応募事業者数	
	市ホームページへの掲載	45件	なし	1件
	市役所だよりへの掲載	23件	1者	13件
	広報とまごまいへの掲載	1件	2者	16件
	市内該当事業者に周知文送付	1件	3者	12件
	合計	70件	5者	3件
	うち市ホームページのみの周知	19件	合計	45件
	<ul style="list-style-type: none"> ・公表手段が市ホームページのみは19件となっている。 ・応募事業者数が1～2者のものは29件となっている。 			
監査意見	複数提案の比較が可能となるように応募者数の増加につながる効果的な周知方法の検討が必要である。			

(3) 受託候補者の選定について

ア 選定委員会の外部委員の選任について

着眼点	選定委員会に専門性の判断のために外部委員の加入があるか、外部委員の区分はどのようになっているか。			
監査結果	▽選定委員会の外部委員等		▽外部委員の区分	
	外部委員あり	9件	学識経験者	4件
	外部委員なし	36件	実務経験者	4件
	合計	45件	市民等	1件
			合計	9件
		外部委員を選任した事案は9件であり、その区分は大学等の教員などの学識経験者や国の機関の職員や有資格者などの実務経験者、市民等となっている。		
監査意見	外部委員の選任基準の拡大により、専門性の判断や透明性の確保が規定できる。専門性の要素が低い場合であっても実務経験者や市民としての選任を検討すべきである。			

イ 選定基準点の設定について

着眼点	より良い提案を採用するために、最低限度の点数以下の場合には受託候補者としないう選定基準点の設定があるか。	
監査結果	設定あり	9件
	設定なし	36件
	合計	45件
	選定基準点の設定をしているものは9件であった。	
監査意見	市が求める水準が維持されるように全ての案件で選定基準点を設定すべき。	

ウ 議事録等の作成について

着眼点	選定委員会での議事録または議事要旨（以下「議事録等」という。）が作成されているか。							
監査結果	<table border="1"> <tr> <td>議事録等あり</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議事録等なし</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42件</td> </tr> </table>	議事録等あり	5件	議事録等なし	37件	合計	42件	議事録等の作成を確認できたのは5件であった。
議事録等あり	5件							
議事録等なし	37件							
合計	42件							
監査意見	選定過程の明確化によりプロポーザル手続の公正さが確認できるため、議事録等の作成が必要である。							

エ 選定結果の公表について

着眼点	苫小牧市業務委託プロポーザル実施要領第18条に基づく結果の公表及び第9条第3項に基づく外部委員の氏名の事後公表がされているか。	
監査結果	市ホームページに掲載された選定結果には、契約金額ではなく提案価格が記載されたもの、契約金額と提案価格のいずれの記載もないものがあった。	
監査意見	選定が一定のルールに従って公正に行われていることが市民に理解される必要があり、できるだけ多くの情報の公表が望ましいので、情報提供の在り方を検討すべき。	

(4) 契約手続について

ア 契約金額の決定について

着眼点	苫小牧市契約に関する規則及び契約事務マニュアルにのっとり、適正に行われているか。							
監査結果	<table border="1"> <tr> <td>適正に実施</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>一部適正でない</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41件</td> </tr> </table>	適正に実施	38件	一部適正でない	3件	合計	41件	おおむね適正に行われていたが、プロポーザル応募書類として提出された見積書を、契約締結時の見積書としているものが見られた。
適正に実施	38件							
一部適正でない	3件							
合計	41件							
監査意見	契約のために必要となる見積書は応募時とは異なるものであるため、改めて見積書を徴取する必要がある。							

イ 業務仕様書の作成について

着眼点	特定された受託候補者との業務に関する協議結果に基づいて業務仕様書が作成されているか。	
監査結果	所管課で作成した個別実施要領には「提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて契約時の仕様書として取り扱う」との記載により提案内容が自動的に業務仕様書に取り込まれており、業務仕様書に協議結果の反映が確認できなかった。	
監査意見	誰でも理解できる業務仕様書となるよう提案内容はできるだけ具体的に反映させ、相手任せにならない業務仕様書の在り方を検討すべき。	

(5) プロポーザル方式の改善に向けて

着眼点	プロポーザル方式による契約の内容は、どのようになっているか。
監査結果	苫小牧市業務委託プロポーザル実施要領が想定している業務委託以外の契約においてもプロポーザル方式の実施が見られた。
監査意見	制度所管課である契約課は、各課のプロポーザル実施状況を把握し、制度の改善に取り組むとともに職員に対する情報提供や相談体制の構築に努め、本市のプロポーザル方式による契約が一層充実したものとなるよう望む。